



12市町村全体の事務事業評価の概要 (サービス水準比較)

理由
十二市町村の主な事務事業を評価する(左のグラフ)と、新潟市のサービス水準が上回っているものが五二・〇%を占め、逆に低いものは八・四%であることから、新潟市の制度に統一することから、住民サービスの向上が図られる。

また、この場合においても、新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げることや、新潟市以外の制度で新市全体として取り組むべきと思われる制度についても十分検討する必要がある。

1 原則として新潟市の制度に統一する。

各種事務事業調整の原則について

2 関係市町村の制度のうち、合併後直ちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。

理由
関係市町村の制度で、新潟市の制度に直ちに統一すると住民生活や利用者負担に急激な変化をもたらすものについては、経過措置を設けることでその影響を緩和する必要がある。

3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。

理由
関係市町村においては伝統や文化、あるいは地域コミュニティーに基づいて独自に推し進めてきた事務事業があり、それらは地域に定着したものであることから、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、将来の区制も念頭に置きながら存続について十分に検討する必要がある。

また、地域に限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討していく必要がある。

【議員の任期および定数の取り扱いについて】

平成12年国勢調査人口及び平成14年4月1日現在の議員数に基づき計算しています。

(新潟市への)編入合併の場合…A・B・Cの3方式から選択できる

区分	A (原則)	B (定数特例)	C (在任特例)
議員の身分	11市町村の議員は全員失職、新潟市の議員はそのまま在任。	11市町村の議員は全員失職、新潟市の議員はそのまま在任。 11市町村それぞれの区域ごとに増員選挙を実施する。	11市町村の議員は新潟市の議員となる、新潟市の議員の身分は変更なし。
議員の任期	11市町村の議員は合併時に失職、新潟市の議員の任期は変更なし。	新潟市の議員の任期は変更なし。 増員選挙で選出された議員の任期も新潟市の議員の任期と同じ。	11市町村の議員の任期は新潟市の議員の任期と同じになる。
定数	52人 (新潟市の定数)	77人 = 52人(新潟市の議員) + 25人(増員数)	252人 =(12市町村の全議員数) H14.4.1の現員数
合併時の選挙議員数	選挙なし	25人(増員分のみ選挙) 新津市6人、白根市4人、豊栄市5人、小須戸町1人、横越町1人、亀田町3人、西川町1人、味方村1人、湯東村1人、月潟村1人、中之口村1人	選挙なし
選挙区		11市町村のそれぞれの区域を選挙区とする。	
その他		合併特例法により、合併後最初の選挙は増員選挙も可能	

議員の任期および定数は、引き続き協議
新潟市から「地域の声を行政に反映させることは重要であり、それぞれの議会と調整をし、たうてで一定の案をまとめ、本

協議会で話し合うこととした」との提案がありました。また、合併の方式によって議員の任期や定数の取り扱いに違いがあることから、引き続き協議することになりました。

合併の方式と議員の任期および定数との関係については、左表のとおりです。
地域審議会の設置も継続協議
合併後、地域住民の声を施策に十分に反映されるように、合

新設合併の場合…A・B・Cの3方式から選択できる

区分	A (原則)	B (定数特例)	C (在任特例)
議員の身分	12市町村の全議員が失職、新市の法定数(上限56人)により設置選挙を行う。	12市町村の議員は全員失職、新市の特例定数(法定数の2倍の範囲内)による設置選挙を行う。	12市町村の議員で、新市の議員の被選挙権を有する者は、協議により最長2年間在任する。
議員の任期	4年	4年	合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間
定数	上限56人 (新市の法定数)	上限112人 (法定数の2倍の範囲内で協議により定める数)	252人 =(12市町村の全議員数) H14.4.1の現員数
合併時の選挙議員数	新市の定数	新市の定数	選挙なし
選挙区	新市の区域	新市の区域	
その他		編入合併と違い、合併特例法による合併後最初の選挙の特例措置はない。	

併前の市町村の区域を単位として設置することができるのが地域審議会です。
この審議会は、合併後の市長の諮問に応じた審議を行ったり、意見を述べたりすることにより、地域の意向を行政に伝え

役割を持つこととなります。この件についても継続して協議していくことになりました。

合併建設計画の策定方法について

1 策定方針
合併建設計画は、将来の政令指定都市の実現を念頭に置きながら、合併後の各地域の役割と発展の方向を示し、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、住民福祉の向上と新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針を定めるものとする。

また、政令指定都市が実現した場合においては、区制を踏まえ、必要な見直しを行う。

2 期間
平成十七年度から平成二十六年までの十九年

3 対象建設事業
【任意協議会で協議する事業】
新市域の一体化や新市の魅力となる広域的に有益な事業
・ 広域幹線道路、広域公園、新産業育成施設、消防システムネットワークなど

4 合併建設計画の構成
合併建設計画の概要
合併の必要性と効果
まちづくりの基本方針
まちづくり計画
概算事業費
財政計画
各論
総論

公共施設の統廃合
・ 小中学校、幼稚園、保育園など
【事務局で調整し、任意協議会に報告する事業】
合併後の地域バランスの均衡を図る事業
・ 老人憩の家、コミュニティーセンター、図書館、児童保育施設など
合併しなくても各市町村で実施する通常の事業
・ 道路改良、緑化推進、文化・観光施設、老朽施設の改築など
上下水道等特別会計事業
いずれも各市町村の総合計画等に基づき、それぞれの財政状況を考慮して策定する。

なお、「ここで示した」各種事務事業調整の原則」と「合併建設計画の策定方法」について、「一定の方針が必要であること」から、「これらの事務作業については編入方式を前提として進め

させてもらいたい」と会長より発言があり、了承されました。
第四回の新潟地域合併問題協議会は、二月四日に開催される予定です。